

おくたま 町議会だより



臨時号

平成 18 年 11 月 25 日
発行 奥多摩町議会
電話 (0428)83-2111

百条委員会終了

山のふるさと村管理運営委託費調査特別委員会
が、10月11日にすべての調査を終了し、10月19日の第3回臨時会において、その報告がなされ議決されました。

以下、調査特別委員会委員長の結果報告の要旨と、調査特別委員会の開催状況等を列記します

調査特別委員会

委員長報告

新聞報道による事件発覚後、問題の重要性を認識し、速やかに地方自治法第百条に基づき「山のふるさと村管理運営委託費調査特別委員会」を設置し、調査を進めてきた。

調査開始後間もなく、今回の事件の直接の関係者であった前総務課長が、不

慮の死を遂げたこともあり、当初7名で発足した委員会を急遽全議員に変更し、問題の真相解明に全力で取り組んできた。

社団法人奥多摩湖愛護会、奥多摩町及び関係する団体等から記録の提出を求め、参考人14名、証人1名から事情聴取し調査を実施してきたが、事件の核心に迫る有力な証言が得られず、疑問な点が多く、また流用金の使途についても、証拠となる領収書類、帳簿等が一切発見できず、これ以上の調査を続けても、新たな真実の発見には至らないものと判断し、去る9月29日の委員会において、委員全員の一致した意見として、委員会の調査は限界に達しているとの判断から、今後の進展は「司法の手に委ねる」ことに決定した。

するまでには至っていない。また、関連して調査した東京都の委託事業費についても、不適切に処理した事実があることを確認した。

山のふるさと村管理運営委託費等について、長年にわたりずさんな処理が行われてきたことを早期に発見できなかったことについて、町当局には重大な責任がある。社団法人奥多摩湖愛護会の会計処理についても、適切でない点があったと認められるので、早急に改善することを強く求める。今後、このような事件を起こさないための方策を、早急に確立するよう町当局及び社団法人奥多摩湖愛護会に強く要請する。

なお、10月11日の委員会において、司法に委ねる方策として、当委員会で9月29日に証人として喚問した、社団法人奥多摩湖愛護会理事長岡部幸雄氏の証言について、地方自治法第100条第3項及び第7項に抵触する部分があるも

のと認め、当委員会として告発することに決定した。

山のふるさと村管理運営委託費調査特別委員会

委員長 小林 勤

副委員長 島崎 利雄

委員

小川 幸男 奥平 春男
師岡 智 竹内 和男
澤本 章 小澤 春義
前田 悦男 増田ひさ子
原島 國藏 濱野 満
鈴木 賢一 清水 典子

なお、告発については、議会として速やかに行うべく、告発状の作成も含め、現在準備、手続き等の確認作業を行っています。

調査特別委員会等の開催状況

月 日	調査検討協議会等	調査特別委員会等
6月16日		第1回臨時会・委員会設置 ・調査特別委員会の設置（決定）
6月26日	第1回検討協議会 ・調査基本方針の検討 ・委員会スケジュールの検討 ・委員会傍聴についての検討 ・提出を求める記録の検討	第1回特別委員会 ・正副委員長選出 委員長 小林 勤 副委員長 島崎 利雄
6月29日	第2回検討協議会 ・調査基本方針の承認について ・調査スケジュールについて ・委員会の傍聴について ・提出を求める記録の確認 ・説明者の確認	第2回特別委員会 ・調査基本方針（承認） ・調査スケジュール（承認） ・記録提出請求書について（承認） ・説明者の出頭申出書、同請求書について（承認）
7月 4日	議会全員協議会 ・特別委員会の委員構成について 第3回検討協議会 ・委員定数の変更に伴う基本方針説明と経過報告	第2回臨時会 ・委員数定数の変更（決定）
7月 6日	第4回検討協議会 ・提出記録の調査検討（愛護会）	第3回特別委員会 ・愛護会提出記録の説明と質疑
7月 7日	第5回検討協議会 ・提出記録の調査検討（奥多摩町）	第4回委員会 ・町提出記録の説明と質疑 ・追加記録の検討（決定）
7月19日	第6回検討協議会 ・参考人資料の説明 ・参考人に対する質問方法について ・参考人の招致について ・質問事項の検討 ・東京都への記録の提出依頼 ・今後の委員会日程について	第5回特別委員会 ・参考人質疑 前町収入役 村木征一氏 前愛護会理事長 古屋信三氏
7月27日	第7回検討協議会 ・委員会審査事項新聞報道について ・新聞社からの取材依頼について ・提出記録の説明と検討 ・参考人招致及び質問事項の検討	

月 日	調査検討協議会等	調査特別委員会等
7月31日		第6回特別委員会 ・参考人質疑 愛護会理事長 岡部幸雄氏 愛護会事務局長 河村尚茂氏 山のふるさと村係長 清水久昭氏 観光産業課長 原島信三氏 町調査委員会委員長 村木義雄氏
8月 9日	第8回検討協議会 ・町提出記録の検討 ・愛護会提出記録の検討 ・参考人に対する質問事項のとりまとめ	第7回特別委員会 ・参考人質疑 前山のふるさと村主任 河村良知氏 ・追加記録の検討
8月23日	第9回検討協議会 ・参考人に対する質問事項のとりまとめ ・提出記録の説明及び検討 ・今後の委員会日程について	第8回特別委員会 ・参考人質疑 元愛護会理事長 古屋泰司氏 愛護会役員 原島國藏氏
8月27日	第10回検討協議会 ・参考人に対する質問事項のとりまとめ ・質問事項に対する回答について（愛護会）	第9回特別委員会 ・参考人質疑 前町助役、元収入役 河村文夫氏
9月19日	第11回検討協議会 ・参考人に対する質問事項のとりまとめ ・委員会調査経費の追加について	第10回特別委員会 ・参考人質疑 前奥多摩町長 大舘 誉氏 元町助役 小峰幸憲氏 ・委員会調査経費の追加 (決定) ・今後の予定について
9月27日		第3回定例会（最終日） ・委員会調査経費の追加 (決定)
9月29日	第12回検討協議会 ・参考人に対する質問事項のとりまとめ ・委員会、協議会の経過について	第11回特別委員会 ・参考人質疑 元観光産業課長 小峰璋雄氏 ・証人喚問 愛護会理事長 岡部幸雄氏
10月11日	第12回検討協議会 ・調査報告の取りまとめ ・今後の日程について	第12回特別委員会 ・調査報告書の取りまとめ ・証人の告発について
10月19日		第3回臨時会 ・調査特別委員会委員長報告 (決定)

編集後記

当特別委員会は非公開であつたにもかかわらず、再三にわたり新聞による報道がなされたことについては、一部議員から情報が漏れた結果と考えざるを得ません。

検討協議会でもその都度とりあげられ、全議員で意思統一を図つたにもかかわらず、議員としての資質を疑われる行為を行ったことは、非常に遺憾であり、大変お騒がせしたことに対し、紙面をお借りし、深く反省するとともに、お詫び申し上げます。

なお、議員には様々な罰則規定がありますが、今回の件に関して少し触れてみました。

地方自治法（抜粋）

（議事の公開原則及び秘密会）

第百十五条 普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、

議長又は議員三人以上の発議により、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

（懲罰理由等）

第百三十四条 普通地方公共団体の議会は、この法律並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科することができる。

（懲罰の種類及びその手続き）

第百三十五条 懲罰は、左のとおりとする。

- 一 公開の議場における戒告
- 二 公開の議場における陳謝
- 三 一定期間の出席停止
- 四 除名

除名とは、被選挙権を喪失させること。すなわち、議員の身分を失わせることをいう。

町議会だより編集委員

委員長 小澤 春義
委員 澤本 章

増田ひさ子
原島 國藏
鈴木 賢一

訂正とお詫び

町議会だより第139号の一般質問、原島議員に対する町長答弁の最後に、「今回の4月の人事異動について」とあるのは、誤植ですので、訂正してお詫び申し上げます。